

建設工事の契約書、契約約款の

改正のお知らせ

令和5年8月1日以降に締結する契約案件から、酒田市契約規則、契約書及び契約約款を一部改正します。

○改正の内容

(工 事)

1 災害復旧工事等における損害の負担について

- ・ 不可抗力により工事目的物又は工事現場に搬入済みの工事材料に損害が生じたときは、受注者がその損害額のうち請負代金額の100分の1までの額を負担することとしておりましたが、災害応急対策又は災害復旧工事については、発注者がその額を負担することとしました。

(工事、業務委託)

2 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大について

- ・ 受注者の役員及び営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していると認められるときや、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとしました。

(工 事)

3 建設発生土の搬出先の明確化に伴う契約書の記載事項について

- ・ 建設発生土の搬出先を設計図書に指定することを契約書に明記しました。
- ・ 再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、また、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を報告しなければならないことを契約書に明記しました。